

平成30年度以降の生活保護基準見直しの概要

平成29年検証を踏まえた生活扶助基準（本体）の見直し

全体の基準額の水準

- 全体の給付水準については、夫婦子1人世帯（モデル世帯）の基準額が一般低所得世帯の消費水準と均衡しているとの検証結果を踏まえ、据え置き。

基準体系（第1類費・第2類費別、年齢階級別、世帯人員数別、級地別）

- 基準体系については、年齢・世帯人員・居住地域別にみると、それぞれの消費実態と基準額に乖離（ゆがみ）があるとの検証結果を踏まえ、その是正のための見直しを行った。
- なお、平成29年基準部会においては、「世帯への影響に十分配慮」し、「検証結果を機械的に当てはめることのないよう」との指摘があったため、基準額の設定の際には、減額する場合の幅は5%以内に止め、平成30年10月から3回に分けた段階実施とするなど、激変緩和措置を講じることとした。

- ※ 第1類費の基準検証にあたっては、年齢区分をライフステージ別にある程度大括りで区分することとした上で、年齢に応じた基準額の水準及び世帯人員数に応じた基準額の水準について消費実態との均衡が図られているかを検証。
- ※ 級地間較差については、第1類費と第2類費とで共通の較差が設けられていたが、基準検証にあたっては、第1類費と第2類費に分けた上で、居住地域（級地）別に応じた基準額の水準について消費実態との均衡が図られているかを検証。

世帯類型	級地	生活扶助基準本体			（参考）生活扶助基準本体＋ 児童養育加算＋母子加算			段階実施1回目	
		見直し前	見直し後	増減率	見直し前	見直し後	増減率	H30年10月～	増減率
夫婦子1人世帯 (30代夫婦、子3～5歳)	1級地-1	14.8万円	14.5万円	-2.4%	15.8万円	15.5万円	-2.3%	15.7万円	-0.8%
	2級地-1	13.5万円	13.5万円	+0.2%	14.5万円	14.5万円	+0.2%	14.5万円	+0.1%
	3級地-2	12.0万円	12.6万円	+5.0%	13.0万円	13.6万円	+4.6%	13.2万円	+1.5%
母子世帯(子1人) (30代親、小学生)	1級地-1	11.5万円	12.0万円	+4.9%	14.7万円	14.9万円	+0.9%	14.8万円	+0.3%
	2級地-1	10.4万円	11.3万円	+8.6%	13.5万円	14.0万円	+3.5%	13.6万円	+1.2%
	3級地-2	9.3万円	10.5万円	+13.4%	12.2万円	13.1万円	+7.0%	12.5万円	+2.4%
母子世帯(子2人) (40代親、高校生と中学生)	1級地-1	16.3万円	15.6万円	-4.4%	19.7万円	19.9万円	+0.7%	20.5万円	+3.7%
	2級地-1	14.8万円	14.1万円	-5.0%	18.1万円	18.2万円	+0.6%	18.8万円	+3.9%
	3級地-2	12.7万円	12.8万円	+0.5%	15.8万円	16.8万円	+5.8%	16.8万円	+6.2%
高齢単身世帯 (65歳)	1級地-1	8.0万円	7.6万円	-5.0%	8.0万円	7.6万円	-5.0%	7.8万円	-1.7%
	2級地-1	7.2万円	6.9万円	-4.9%	7.2万円	6.9万円	-4.9%	7.1万円	-1.6%
	3級地-2	6.4万円	6.4万円	-0.3%	6.4万円	6.4万円	-0.3%	6.4万円	-0.1%
高齢夫婦世帯 (65歳夫婦)	1級地-1	11.9万円	11.8万円	-0.8%	11.9万円	11.8万円	-0.8%	11.9万円	-0.3%
	2級地-1	10.8万円	11.1万円	+2.7%	10.8万円	11.1万円	+2.7%	10.9万円	+0.9%
	3級地-2	9.6万円	10.3万円	+7.3%	9.6万円	10.3万円	+7.3%	9.9万円	+2.4%

※ 見直し後の基準額は、減額幅5%以内とする激変緩和措置を適用した上での額。

※ 令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引き上げ等を踏まえた基準改定を行ったことから、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

平成29年検証を踏まえた児童養育加算及び母子加算の見直し

児童養育加算

- ・ 学校外活動費について、中位階層の平均費用と年収階級第1・十分位の平均費用（生活扶助本体でカバーされる費用）の差額を「子どもの健全育成のための経費」として評価し、当該差額を児童養育加算の額として見直しを行った。
- ・ また、支給対象を「中学生まで」から「高校生まで」に拡大。
- ・ 見直しは平成30年10月に実施。ただし、3歳未満等の見直しは段階的に実施。

現 行		見直し後
・ 児童手当の支給対象と支給額と同じに設定		・ 補習教育や子どもの社会的活動費用などの子どもの健全育成にかかる費用として設定
第1子及び第2子	3歳未満15,000円 3歳以上～中学生まで10,000円	高校生までの子ども1人につき一律 10,000円
第3子以降	小学校修了前15,000円 中学生10,000円	

母子加算

- ・ ひとり親世帯が、ふたり親世帯の生活水準と同程度の生活水準を送るために必要な費用を算出し、その費用に対し、ひとり親世帯の生活扶助本体では不足する部分を「ひとり親世帯のかかり増し経費」として評価し、当該不足する額を母子加算の額として見直しを行った。
- ・ 見直しは平成30年10月から段階的に実施。

	現 行			見直し後		
	子1人	子2人	子3人	子1人	子2人	子3人
1級地	22,790円	24,590円	25,510円	18,400円	23,100円	25,900円
2級地	21,200円	22,890円	23,740円	17,000円	21,300円	23,900円
3級地	19,620円	21,200円	21,980円	15,800円	19,800円	22,200円

- ※ 見直し前の生活扶助本体、児童養育加算及び母子加算の基準額の合計から減額幅を▲5%とする緩和措置（経過的加算による調整）を行った。
 ※ 令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引き上げ等を踏まえた基準改定を行ったことから、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

平成29年検証を踏まえた教育扶助及び高等学校等就学費の見直し

見直し前 (H30. 9月以前)			見直し後 (H30. 10月以降)		
基準額	内 容		支給方法	見直し内容	
	学用品費	その他の教育費		見直し内容	見直し内容
基準額	鉛筆、ノート、消しゴム、定規、書道道具、ハーモニカ、笛、裁縫用具、体育用靴等の購入費	遠足、社会見学、展覧会等の校外活動費及び通学用靴、上履き、帽子等の通学用品等の購入費	【金銭給付（月額）】 小学校2,210円 中学校4,290円 高 校5,450円	○一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ※ ハーモニカ、笛といった「楽器購入費」は、「教材代」で対応し、基準額から除外する。	【金銭給付（月額）】 小学校2,600円 中学校5,000円 高 校5,200円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するもの（副読本的図書、ワークブック、和洋辞典）の購入費		【実費支給】 ※上限設定なし	○「楽器購入費」を追加	【実費支給】 ※上限設定なし
学習支援費	家庭内学習費用（学習参考書や一般教養図書などの購入費用。ただし、教材代の対象となるものは除く。）、クラブ活動費		【金銭給付（月額）】 小学校2,630円 中学校4,450円 高 校5,150円	○「クラブ活動費」を対象として、実費支給に転換 ※ 「家庭内学習費用」は、児童養育加算において対応する。	【実費上限（年額）】 小学校15,700円以内 中学校58,700円以内 高 校83,000円以内
入学準備金	ランドセル、学生服、通学用カバン、靴、ワイシャツ等の購入費（※1回限り）		【実費上限（年額）】 小学校40,600円以内 中学校47,400円以内 高 校63,200円以内	○一般家庭の平均的費用の実態を踏まえて支給額を改定 ○福祉事務所が必要と認めた場合、入学準備金の対象品目の複数回支給を認める	【実費上限（年額）】 小学校63,100円以内 中学校79,500円以内 高 校86,300円以内
入学料 ※高校受験	入学料（※1回限り）		公立高校入学料相当額	○複数回受験をした場合、原則として2校目の支給を認める	入学料相当額 （私立高校含む）

※ 学習支援費における実費支給においては、領収書確認による精算給付だけでなく、クラブ活動にかかる必要な費用が事前に確認できる資料（見積書等）をもって、事前給付を可能とする。また、学校で実施するクラブ活動以外にも、一定の要件を満たす活動も給付対象とする。

※ 令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引き上げ等を踏まえた基準改定を行ったため、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

学習支援費の運用の見直し(平成30年度)

○ 生活保護における学習支援費については、これまでの学習参考書の購入(※1)やクラブ活動費用(※2)として毎月定額で金銭給付していたものを、平成30年10月からクラブ活動費用の実費支給による給付として見直すこととしている。

	見直し前 (H30.9月以前) 【金銭給付 (月額)】	見直し後 (H30.10月以降) 【実費支給 (年額)】
小学校	2,630円 (年間の支給総額31,560円)	15,700円以内
中学校	4,450円 (年間の支給総額53,400円)	58,700円以内
高校	5,150円 (年間の支給総額61,800円)	83,000円以内

※1 学習参考書の購入費用については、H30.10月以降、児童養育加算において対応する。

※2 ここでいうクラブ活動とは、主に学校教育活動として実施される小学校におけるクラブ活動や、中学校・高校における部活動である。

クラブ活動の範囲

○ クラブ活動については、それぞれの地域や学校によって活動の差が見られることを踏まえ、学校で実施するクラブ活動だけに限定はせず、以下の要件①から③までのすべてを満たす活動についても支給対象として認める。

- ①地域住民や生徒等の保護者が密接に関わって行われる活動又はボランティアの一環として行われる活動であること
- ②当該活動に係る実費相当分のみを徴収する活動であること
- ③営利を目的として運営される活動ではないこと

対象費用の範囲

①クラブ活動にかかる道具類等の物品の購入費用、②部費、③クラブ活動に伴う交通費、④大会参加費用(参加費、交通費及び宿泊費を含む。)、⑤合宿費用(交通費及び宿泊費を含む。) など

支給手続

事前給付(あらかじめクラブ活動に要する費用が確認できる場合)

○ クラブ活動に要する費用が確認できる資料(※)によって事前給付を行い、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、給付後の用途の確認(領収書・レシートの提出)は不要とすることを認める。

※ 学校からのお知らせ(クラブ活動に必要な購入品目のリスト、チラシ)やカタログ・パンフレットの提示及び交通ルートの申し出等

○ この支給に当たっては、クラブ活動への参加状況等の確認のため、必要に応じて、福祉事務所と学校・教育委員会等との連携が円滑に図られるよう、厚生労働省から文部科学省に対して協力依頼の通知を发出する。

事後給付(事前に必要額の把握が困難である場合)

○ 領収書・レシートによる事後給付とすることも認めるが、交通費や部費など領収書・レシートの取得が比較的困難な場合は、被保護者からの申し出のみによって支給することを認める。

クラブ活動の加入の確認

○ また、クラブ活動の加入の確認に当たっては、書面を求めることは不要とし、被保護者からの申し出のみで支給を認める。

※ 令和元年10月以降の基準額については、消費税率の引き上げ等を踏まえた基準改定を行ったため、上記の「見直し後」の基準額とは異なる。

令和元年10月の消費税率の引き上げの影響を踏まえた生活扶助基準の対応について

○ 令和元年10月に実施された消費税率の引き上げ等の影響を含む国民の消費動向等の社会経済情勢を総合的に勘案し、軽減税率が適用されることも踏まえて、生活保護基準は、+1.9%（ただし、生活扶助本体は軽減税率を加味して+1.4%）（※）を加えた改定が行われた。

なお、平成30年10月から段階的に実施した生活扶助基準（生活扶助本体、母子加算、児童養育加算の一部）の見直しの2年目にあたることから、令和元年10月の生活扶助基準の改定については、当該見直し分も合わせたものとなっている。

【例】 平成29年検証を踏まえた生活扶助本体の見直しが+3%だった世帯の場合

	施行1年目(H30. 10月)	施行2年目(R1. 10月)	施行3年目以降(R2. 10月~)
平成29年検証を踏まえた生活扶助基準の見直し	生活扶助本体 +1.0%	+1.0%	+1.0%

+

消費税率引き上げ等の影響を踏まえた対応	R1. 10月
	+1.4%

↓

令和元年10月における生活扶助基準の改定率
+2.4%

※ 消費税率の引き上げ率：+1.9%（110%÷108%）。

ただし、生活扶助本体については、飲食料品（酒類・外食を除く）等に軽減税率が適用されることを踏まえ、一般世帯における生活扶助相当支出に占める軽減税率の対象品目の支出割合（28.4%）を加味して+1.4%（+1.9%×（100%-28.4%））